

三重県企業投資促進制度

2025. 4. 1～

新規立地支援 (県内新規立地企業)

投資要件 5億円以上
雇用要件 10人(中堅・中小企業は5人)
補助率 投下償却資産の10%
(限度額 5億円)

成長産業立地補助金

グリーン・デジタル、食、ライフイノベーション等の成長産業及び高度部材産業

投資要件 5億円以上
雇用要件 10人(中堅・中小企業は5人)
補助率 投下償却資産の15%
(限度額 5億円)

マザー工場型 拠点立地補助金

マザー工場化につながる投資

投資要件 5億円以上
雇用要件 10人(中堅・中小企業は5人)
補助率 投下償却資産の15%
(限度額 5億円)

スマート工場 立地補助金

スマート工場化につながる投資

投資要件 2億円以上
伊勢市、玉城町、度会町:1億円以上、
東紀州、鳥羽市、志摩市、大台町、
南伊勢町及び大紀町:3,000万円以上
補助率 投下償却資産の10%
(限度額 5億円)

研究開発施設等 立地補助金

研究開発施設又は試験認証機関の建設

投資要件 5億円以上
雇用要件 10人(中堅・中小企業は5人)
※オフィス開設の場合は、いずれも1人
補助率 投下償却資産の20%
(限度額5億円)
オフィス家賃年額の50%
(限度額 500万円/年(3年間))

外資系企業 アジア拠点立地補助金

アジアの生産拠点を整備する事業またはオフィス開設

適用地域 東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町、
大紀町、伊勢市、志摩市、玉城町、度会町
投資要件 3,000万円以上
伊勢市、玉城町、度会町/1億円以上
雇用要件 5人(中堅・中小企業は3人)
補助率 投下償却資産額の15%(限度額5億円)

地域資源活用型産業等 立地補助金

県南部地域の製造業、地域資源活用型産業

再投資支援／マイレージ制度 (県内操業企業)

- ✓左記制度の設備投資額、雇用人数を緩和。
- ✓操業開始時に交付要件を満たしていなくても、一定期間内に投資を積み上げることで補助対象となることが可能。
- ✓一定の労働環境等を要件に、雇用増加数を補助金に上乗せ換算が可能。

交付要件	補助額
【投資要件】 新規立地支援と同じ 【雇用要件】 5人以上増加 (中堅・中小企業は3人) ※研究開発:無し 地域資源:3人 (中堅・中小企業は2人) スマート:維持	①設備投資分 10% ※地域資源:15% →限度額5億円 ②雇用増加分 ・若者(45歳未満) 50万円/人 ・その他 30万円/人 →県外からの新規採用者 については+50万円/人 ※雇用要件を超える人数に適用 →限度額5,000万円 ⇒①②の合計で 5億5,000万円

※②については別途、一定の労働環境等が要件となります(裏面参照)。

上記基本メニューのほか、大型投資向けの制度もご用意しています。

交付要件	補助額
【パターン①】 (投資要件) 500億円以上 (雇用要件) 100人	15億円 (定額)
【パターン②】 (投資要件) 1,000億円以上 (雇用要件) 200人	30億円 (定額)

情報通信産業立地補助金 (①オフィス型/②データセンター型)

- ・対象:①情報通信産業(産業中分類における情報サービス業)/②コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した施設
- ・投資要件:①無し/②10億円以上
- ・雇用要件:①5人(中堅・中小企業は3人) ※東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町、大紀町、伊勢市、志摩市、玉城町、度会町は3人(中堅・中小企業は2人)
②3人(東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町、大紀町、伊勢市、志摩市、玉城町、度会町は2人)
- ・補助率:①投下償却資産の20%及び家賃年額の50%(5年間)/②投下償却資産の10%(東紀州地域、鳥羽市、大台町、南伊勢町、大紀町、伊勢市、志摩市、玉城町、度会町は15%)
- ・限度額:①2億円(賃借の場合は、投下償却資産と家賃補助で各1億円)/②5億円

本社機能移転促進補助金

【雇成型】 雇用要件: 5人(中堅・中小企業は1人)
補助金額: 本社機能従事者1人200万円(限度額5千万円)

【県税減額相当分型】

拡充型本社機能移転について、移転型本社機能移転に対する県税特例措置(不動産取得税、法人事業税)相当額(限度額5千万円)

※「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けている企業に限る。

雇用増加数を上乗せ換算する要件

雇用増加数を補助金に上乗せ換算するためには、対象事業の開始後一定の時点において、以下の要件が必要となります。

詳しくは、三重県企業誘致推進課までお問い合わせください。

「みえの働き方改革推進企業」(※)の
登録基準を満たすこと

または

対象事業所における
本社機能部門の従事者数の増加

5名以上（中小企業1人以上）

※三重県では、働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業等の優れた取組を県内に広め、地域社会全体での「ワーク・ライフ・バランス」、「働き方改革」の取組推進につなげることを目的に、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰制度を実施しています。
詳しくは、三重県雇用対策課(059-224-2454)までお問い合わせください。

留意事項

- ・当制度は予算の範囲内でのご支援となります。
- ・公募制ではありませんので、投資検討中の企業は必ず事前にお問い合わせ下さい。
- ・最初の操業開始後、一定の期間(※事業計画によって異なります)は、操業と雇用要件の維持が必要であり、維持がなされない場合は補助金を返還いただくこととなります。

お問合せ先

三重県 雇用経済部 企業誘致推進課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地(本庁8階)

TEL:059-224-2819

FAX:059-224-2221

E-mail:kigyoyu@pref.mie.lg.jp

URL:<https://www.pref.mie.lg.jp/KIGYORI/HP/index.htm>